

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現  
に向けた提案・要望**

**<重点政策に関する提案・要望>**

**IV 地方自治の確立に向けた提案・要望**

# 地域の自主性・自立性の向上

要望先：内閣官房・内閣府・総務省・財務省等各府省

県担当課：企画総務課・改革推進課・地域政策課

人口減少・少子高齢化、経済のグローバル化という流れの中で、日本が抱える様々な課題を解決するためには、これまでの社会システムを大きく転換することが必要である。地方が自ら思い切った政策に挑み成功事例を積み上げていくことが、人口減少克服・地方創生への大きな道筋となる。

そのためには、地方が国に依存する中央集権の仕組みを根本から見直し、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を断行することが重要である。

国においては、内閣に総理を本部長とし全閣僚が参加する地方分権改革推進本部を設置して地方分権改革に取り組んでいるところであるが、総理の強力なリーダーシップにより「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現するよう強く求める。

地方の発意に根ざした新たな取組として平成26年度から導入された「地方分権改革に関する提案募集」については、地方からの提案を正面から受け入れ、スピード感を持って最大限実現する方向で積極的に取り組むことが必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。国は地方創生を進めていく上で、地方の創意工夫が生かされるよう、権限移譲、規制緩和、税源移譲などによる十分な財源の確保を行い、地方が競い合えるような仕組みにすべきである。

## 1 地方分権改革の着実な推進

内閣府・総務省・財務省等各府省

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国から地方へ権限及び財源を大幅に移譲するなど、政治主導で地方分権改革を着実に推進すること。

また、地方分権改革の推進に当たっては地方の意見を十分に反映すること。

### ◆現状・課題

- 平成25年3月、政府は総理を本部長とする地方分権改革推進本部を設置し、同4月には地方分権改革有識者会議を設置し、地方分権改革を進めている。
- これまでに義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲を内容とする第1次から第3次の一括法、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への権限移譲を内容とする第4次一括法が順次成立した。
- しかしながら、これまでの国から地方への権限や財源の移譲は不十分であり、改革は道半ばである。
- 平成26年6月に地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」においては、これまでの国主導の短期集中型の改革スタイルから、地方の発意に根ざした息の長い取組を行う改革スタイルへの転換が望まれるとしている。
- これを受け、平成26年度から「地方分権改革に関する提案募集」制度が導入され、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に基づき、第5次一括法案が国会に提出された。
- 現在、政府と地方が一丸となって地方創生に取り組んでいるが、元気で豊かな地方を創生していくためには、地域の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠である。

## 2 提案募集による提案の実現

内閣府・総務省・財務省等各府省

「地方分権改革に関する提案募集」については、次の点に留意しつつ、個々の地方公共団体からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

- 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針において「検討を進める」とされた提案については、実現に向け確実なフォローアップを行うとともに、「実現できなかったもの」とされた提案についても、検討を加えた上で再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- 提案の対象については、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に限定されているが、税財源に関することも提案対象とすること。
- 提案の採否を検討する際には、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。
- 提案を全国一律又は手挙げ方式で実施することが困難な場合には、提案団体を対象とした特区を試行的に実施することも検討すること。

### ◆現状・課題

- 平成26年度に「地方分権改革に関する提案募集」制度が導入され、全国の地方公共団体等から953件の提案があった。
- これに対して政府は、平成27年1月に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定し、地方が強く求めてきた農地転用の許可権限の移譲（4ha超）が実現することとなった。
- 全体としては、政府は「実現・対応」が6割近くとしているが、結論が先送りされたり、地方の提案に応えていないものも数多く含まれているなど、課題も大きい。

[平成26年の提案募集における本県からの提案78件についての対応方針]

| 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 [H27.1.30閣議決定] |       |      |  |
|---------------------------------------|-------|------|--|
| 分類                                    | 全国の件数 | うち本県 | 本県の主な提案項目【対応方針の具体的な内容】   |
| 提案の趣旨を踏まえ対応                           | 392   | 24   | 農地転用許可の移譲【4ha超について都道府県に移譲等】<br>水素ステーションの設置要件の緩和<br>【検討を行い、必要な措置を講ずる】<br>空飛ぶ補助金の移譲《商店街活性化支援の移譲等14件》<br>【都道府県に情報提供、連携強化】 |
| うち手挙げ方式により実現                          | 9     | —    | —  |
| 現行規定で対応可能<br>495件<br>(57.2%)          | 103   | 8    | 都市公園への太陽光発電施設の設置要件の緩和<br>【地方公共団体に周知】   |
| 実現できなかったもの                            | 371   | 38   | 空飛ぶ補助金の移譲《女性特有のがん検診推進事業の移譲等32件》  |
| 合計                                    | 866   | 70   |  |
| 集計除外(提案団体から再検討の意見なし、事業廃止を含む)          | 69    | 1    |  |
| 対象外                                   | 60    | 7    |  |

※ 地方からの当初提案件数は953件だったが、対応方針においては、対象外や集計除外とされたり、1つの提案に複数の異なる内容が含まれる場合は別個に計上するなど整理されたため、全国の件数は866件となっている。

※ 対応方針の区分のうち、本県の提案については、内閣府の公表資料に記載がないため、国の区分に基づき本県で整理したものである。

住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本として、国から地方への事務・権限等の移譲を積極的に推進する必要がある。

については、特に次の点に留意し事務・権限等の移譲を推進すること。

- ・ 今国会へ提出されている第5次一括法案の早期成立を図ること。
- ・ 中小企業支援に関する事務・権限については、国と都道府県に分かれている窓口を一元化して、地域の実情に精通した都道府県が総合的な支援を行えるようすることが、地方創生を実現する上でも不可欠であるので、速やかに移譲すること。
- ・ ハローワークについては、地方が担当することで、住民が利用する際の利便性がより向上することから、埼玉県・佐賀県における「ハローワーク特区」の効果等について直ちに検証し、地方への移管を早期に実現すること。

それまでの間において、ハローワーク求人情報のオンライン提供を活用する地方公共団体の職員が国の職員と同内容の情報を利用して職業紹介を行える環境を整備すること。

- ・ 国の出先機関の見直しについては、希望する地方公共団体に先行的・実験的に事務・権限を移譲して効果等を検証し、地方移管につなげること。
- ・ 事務・権限の地方移管に際しては、必要となる税財源も併せて移管するとともに、人員移管については地方と十分協議しながら行うこと。

また、市町村優先の原則の下で、条例による事務処理特例制度により移譲の実績が積み上がった事務や移譲の効果が現れた事務については、法令による市町村への移譲を進めること。

#### ◆現状・課題

・ 国から地方への事務・権限の移譲等については、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月閣議決定）により、地方が強く求めてきた農地転用の許可権限を都道府県（指定市町村）へ移譲することが示されるなど進展があった。

しかし、それ以外には大きな進展はなく、平成27年通常国会に提出された第5次一括法案には、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への権限移譲として12法律の事務が盛り込まれているに過ぎない。

・ ハローワークについては、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月閣議決定）において、地方自治体主導で一体的実施を行い、特区制度の提案にも誠実に対応すること、当該一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証して地方への権限移譲を検討することとされている。これを受け平成24年10月から全国で東西2か所（埼玉県・佐賀県）でハローワーク特区が実施されており、本県では「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を開設し、カウンセリングから職業紹介、生活相談までワンストップでの就業支援を行っている。

また、平成26年9月から希望する地方公共団体へハローワークの求人情報のオンライン提供が実施されているが、提供される求人情報は国が保有する情報の一部にとどまっている。

## 4 義務付け・枠付けの見直し

内閣府・総務省・財務省等各府省

地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくためには、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めることが必要である。

については、次の点に留意して見直しを進めること。

- これまでの4次にわたる見直しで、地方の要望に沿った見直しが実現されていない項目について見直しを行うこと。
- 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。今後の見直しでは「従うべき基準」の設定を行わないこと。また、これまでの見直しで「従うべき基準」とされたものについては廃止、または「参酌すべき基準」に改めること。

### ◆現状・課題

- 地方分権改革推進委員会は第2次勧告（平成20年12月）で4,076条項の義務付け・枠付けの見直しを勧告。このうち特に重要な889条項について第3次勧告（平成21年10月）で具体的な措置を勧告した。
- 政府は平成23年4月に第1次一括法、8月に第2次一括法、平成25年6月に第3次一括法を成立させ、義務付け・枠付けの見直しを推進してきた。
- これまでの見直しでは地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多用されているため、例えば、保育室の面積や保育士の人数は地方の判断で基準を設定することはできない。また、保育室の面積基準は「標準」として面積基準を緩和できる地域が指定されているが、地域の指定は厚生労働大臣が行うこととなっており、地方が地域の実情を勘案して独自に地域指定することができない。
- 地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

## 5 都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）

内閣府・総務省・財務省等各府省

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されないおそれがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

なお、財源・権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、都道府県へのヒアリングや都道府県による事業者の推薦など、都道府県の関与を強化すること。

### ◆現状・課題

- ・ 都道府県を介さずに国から市町村や民間事業者等に直接補助されている補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方分権改革及び地域振興の観点から国よりも現場に近く実情に通じている都道府県に移譲すべきである。
- ・ 本県では、平成 26 年の「地方分権改革に関する提案募集」において、49 件の「空飛ぶ補助金」について財源・権限の移譲を提案した。「平成 26 年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）においては、地域商店街の活性化支援、地域資源活用、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金など 16 件については、都道府県への情報提供や都道府県との連携強化などが措置されることとされたが、財源・権限の移譲が行われるものはないかった。

## 6 道州制の議論

内閣官房

道州制は国と地方双方のあり方を抜本的に見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるので、その基本的なイメージを明確に示した上で、国民的な幅広い議論が行われることが不可欠である。

道州制の検討に当たっては、全国知事会が平成 25 年 1 月にまとめた「道州制に関する基本的考え方」を十分踏まえること。特に、「国と地方の協議の場」をはじめ、様々な機会を通じて地方の意見を十分反映するとともに、国民意識の醸成を図ること。

また、全国知事会が平成 25 年 7 月にまとめた「道州制の基本法案について」を十分踏まえること。特に、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すこと。

なお、道州制の議論に関わらず、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止等の地方分権改革を着実に進めること。

### ◆現状・課題

- ・ 平成 25 年以降、政党による道州制推進基本法案の国会提出に向けた議論が活発化したが、自由民主党は平成 26 年通常国会への法案提出を見送った。平成 26 年 12 月の衆議院議員総選挙においても、複数の政党が道州制の導入を政権公約に掲げ、道州制推進基本法案についての議論が続けられている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていないが、道州制は国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。また、道州制の導入に対する国民意識の醸成が何より重要である。

- 全国知事会「道州制に関する基本的考え方」(平成 25 年 1 月 23 日) [一部抜粋]
  - 3 道州制の基本原則
    - 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない
    - 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方公共団体は道州と市町村の二層制とする
    - 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
    - 4 役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
    - 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない
    - 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
    - 7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない
  
- 全国知事会「道州制の基本法案について」(平成 25 年 7 月 9 日) [一部抜粋]
  - 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について
    - 1－1 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならない。
    - 1－2 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
    - 1－3 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
  - 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について
    - 2－1 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方にについて十分に議論すべきである。
    - 2－2 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
    - 2－3 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
  - 3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について
    - 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあつてはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

## 7 地域からの経済成長を産み出すための構造改革特区制度等の推進 (再掲)

内閣官房・内閣府・総務省・財務省  
文部科学省・厚生労働省・農林水産省  
経済産業省・国土交通省・環境省

# 自治財政権の確立

要望先：内閣府・総務省・財務省・農林水産省  
文部科学省・経済産業省・国土交通省  
環境省

県担当課：財政課・市町村課・税務課  
農村整備課・県土整備政策課  
企業局財務課・下水道管理課

地方は国を上回る不断の行政改革を実施しているものの、社会保障関係経費の自然増などにより財政状況はますます厳しさを増している。

こうした状況の中でも地方が住民サービスを安定的に供給するために、地方交付税総額の確保・充実が必要である。また、地方財源不足については、臨時財政対策債による負担の先送りではなく、税源移譲等により解消を図るべきである。

さらに、財政運営等を圧迫している要因にもなっている直轄事業負担金や高金利地方債についても、制度廃止や償還要件の緩和等が必要である。

## 8 地方税財源の充実・強化

内閣府・総務省・財務省

地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。

国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

### ◆現状・課題

- 国と地方の歳出の割合は42対58であるのに対し、国と地方の税収の割合は59対41となっており（平成25年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。
- 人口一人当たりの税収額は、法人二税で最大5.1倍、偏在性が比較的小さい地方消費税でも最大2.0倍の格差が存在している。社会保障経費などの行政需要の増大を踏まえ、公平かつ持続的な行政運営を行うため、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要である。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直し並びに法人県民税の一部の交付税原資化については、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が図られるよう検討すること。
- 法人実効税率を引き下げる場合には、地方税財源に影響を与えることのないようにすること。
- 消費税の軽減税率制度の導入については、軽減による地方財源への影響、対象品目の線引きや区分経理の方法などの課題が多いため、慎重に検討すること。また、導入する際には代替税財源を確保すること。
- 現行の軽油引取税の「当分の間税率」部分を維持するとともに、現行の地方揮発油譲与税の総額を確保すること。
- 租税特別措置については、創設から長期間が経過するものもあり、創設の意義に照らしてその合理性を再検討し、役割を終えたものについては抜本的に見直すこと。
- 法人事業税の分割基準については、応益原則や法人の事業活動の実態を踏まえ、適正なものとなるよう検討すること。

◆参考（人口一人当たりの税収額の比較（平成25年度決算））

|       | 地方税全体 | 法人二税 | 地方消費税（清算後） | 個人住民税 | 固定資産税 |
|-------|-------|------|------------|-------|-------|
| 最大/最小 | 2.6倍  | 5.1倍 | 2.0倍       | 2.7倍  | 2.3倍  |
| 最大/埼玉 | 1.9倍  | 4.1倍 | 1.8倍       | 1.5倍  | 1.8倍  |

## 9 地方税制のあり方

内閣府・総務省・財務省・文部科学省  
経済産業省・国土交通省・環境省

自動車税及び自動車取得税は県の貴重な安定財源であるので、自動車取得税の廃止など車体課税の見直しに当たっては、代替の税源措置のない改廃は行わないこと。

自動車税について、徴税コストを抑える観点から車検時徴収制度を導入すること。

ゴルフ場利用税は、税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付しており、県のみならず市町村の貴重な財源となっていることから堅持すること。

地球温暖化対策に地方が果たす役割を踏まえ、石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」の一定割合を地方税財源化すること。

◆現状・課題

○自動車取得税の廃止にかかる措置について

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税の税率引上げに伴う対応として、自動車取得税について「国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ」、見直しを行うとされている。
- 自動車取得税の税率は平成26年4月1日に引き下げられた。さらに、平成26年度与党税制改正大綱（平成25年12月12日）において、消費税10%引上げ時（平成29年4月1日）に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税の取得時の課税として環境性能課税を実施することとしている。
- 自動車税は県税収入の約13%を占める極めて貴重な安定財源である。

○自動車税における車検時徴収制度の導入

- 平成26年度の自動車税の賦課については、本県では5月7日に239万件の納税通知書を送付した。
- 自動車税の滞納件数については、本県の滞納件数全体の7割以上を占めており、自動車税の賦課徴収に多くの人員が必要となる。
- 以上のように、自動車税は税収額に対して相対的に徴税コストの高い税目である。

○ゴルフ場利用税について

- 平成15年度から、身体障害者、18歳未満及び70歳以上の方に対する非課税措置導入。
- 平成32年の東京オリンピックにおける正式種目であるゴルフを振興する意味などから、ゴルフ場利用税廃止に向けた動きがある。

地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。

常態化している地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。臨時財政対策債による負担の先送りは行わないこと。

◆現状・課題

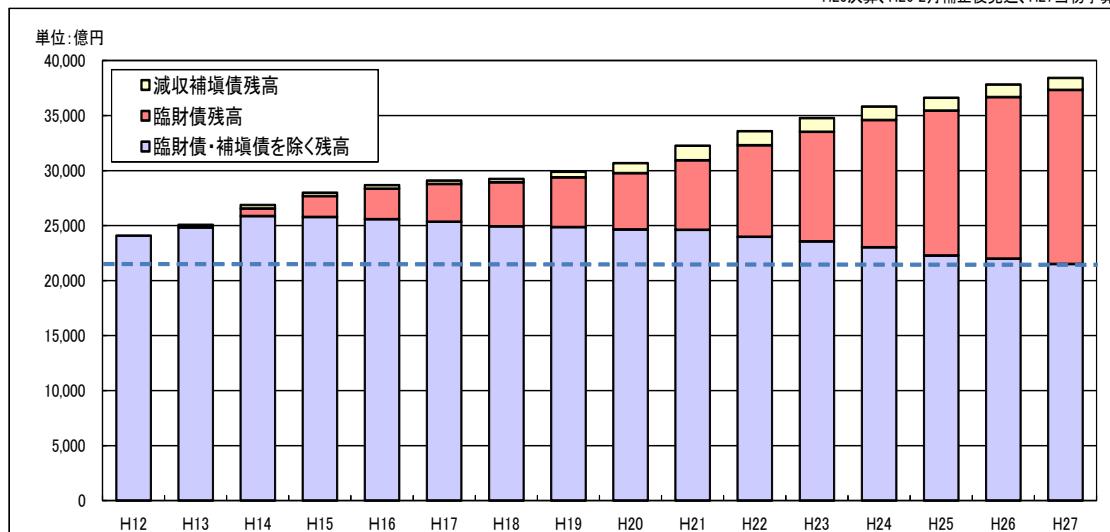
- 平成 27 年度の地方財政計画では、地方税が增收となる中で地方交付税の減少を 0.1 兆円減と最小限にとどめ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制して地方の一般財源は前年度を 1.2 兆円上回る 61.5 兆円が確保された。
- 更に地方創生に取り組むために必要な経費が 1 兆円計上され、新規財源が 0.5 兆円確保された。
- 加えて、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため地方交付税の法定率の見直しが行われたことは評価できる。
- しかし、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分 (+1.4 兆円) のほか、過去に発行した臨時財政対策債償還相当額等の増 (+0.1 兆円) などの地方負担増を踏まえると、十分な一般財源が確保されたと言えない。
- 平成 27 年度に発行する臨時財政対策債は、4.5 兆円と前年度に比べ 1.1 兆円の減となつたが、地方の財源不足が常態化しているため、過去に発行した臨時財政対策債の各年度の償還相当額は新たな臨時財政対策債の発行により賄うという地方財政対策がとられ続けている。（平成 27 年度の償還相当額は 2.7 兆円）
- 国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、平成 27 年度末の県の臨時財政対策債残高は 1.5 兆円を超え、全国の総額も 50 兆円を超える見込みである。
- 地方交付税の別枠加算は、地方税収が回復傾向にあることを踏まえて 0.38 兆円減額された。（平成 27 年度 0.23 兆円）
- 地域経済活性化のための財源である歳出特別枠（平成 26 年度 1.2 兆円）は、平成 27 年度に新たに創設されたまち・ひと・しごと創生事業費の一部への振替分（0.15 兆円）と、公共施設の老朽化対策への振替分（0.2 兆円）を含めて実質的に前年度水準が確保された。（平成 27 年度 0.85 兆円）

### ◆提案・要望の具体的内容

- 平成 28 年度の地方財政計画においては、地方の一般財源について、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分等や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映した実質的な同水準を確保すること。
- 地方の財源不足が常態化し今後も大幅な改善が見込めない中、過去に発行した臨時財政対策債の償還分を含めて、地方税財源の充実による抜本的な対応策を更に進めるここと。
- 早急に臨時財政対策債の最終的な廃止に向けた行程を明らかにすること。
- 抜本的な対応策による早急な財源不足の解消を実現できない場合であっても、少なくとも地方交付税の別枠加算は規模を縮小することなく存続すること。
- また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限發揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を長く続けていくことを可能とする観点から、平成 27 年度の地方財政計画に計上された地方創生に関する歳出を今後も確保すること。
- 景気は回復傾向にあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しいため、歳出特別枠及び地方創生のための財源などについて、引き続き平成 27 年度の水準を確保すること。

### 一般会計県債残高の推移

～H25決算、H26 2月補正後見込、H27当初予算



| 年 度           | H12    | H13    | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県債残高          | 24,076 | 25,071 | 26,864 | 27,990 | 28,662 | 29,087 | 29,230 | 29,896 | 30,668 | 32,262 | 33,582 | 34,756 | 35,812 | 36,617 | 37,811 | 38,409 |
| 対前年度増減        | 845    | 995    | 1,793  | 1,126  | 672    | 426    | 151    | 658    | 772    | 1,594  | 1,319  | 1,174  | 1,057  | 805    | 1,194  | 598    |
| 臨財債残高         | 0      | 236    | 691    | 1,904  | 2,769  | 3,438  | 4,003  | 4,519  | 5,113  | 6,327  | 8,334  | 9,962  | 11,571 | 13,171 | 14,691 | 15,819 |
| 臨財債を除く残高      | 24,076 | 24,835 | 26,172 | 26,086 | 25,892 | 25,650 | 25,235 | 25,377 | 25,555 | 25,935 | 25,248 | 24,793 | 24,241 | 23,446 | 23,119 | 22,590 |
| 対前年度増減        | 845    | 759    | 1,338  | △ 86   | △ 194  | △ 242  | △ 414  | 141    | 178    | 380    | △ 687  | △ 455  | △ 552  | △ 796  | △ 326  | △ 530  |
| 減収補填債残高       | 0      | 0      | 308    | 308    | 308    | 308    | 308    | 508    | 905    | 1,317  | 1,273  | 1,226  | 1,220  | 1,173  | 1,129  | 1,080  |
| 臨財債・補填債を除く残高  | 24,076 | 24,835 | 25,865 | 25,778 | 25,585 | 25,342 | 24,928 | 24,869 | 24,650 | 24,618 | 23,975 | 23,567 | 23,022 | 22,273 | 21,990 | 21,509 |
| 対前年度増減        | 845    | 759    | 1,030  | △ 86   | △ 194  | △ 242  | △ 414  | △ 59   | △ 219  | △ 32   | △ 643  | △ 408  | △ 545  | △ 749  | △ 283  | △ 481  |
| (～H22) 対H19増減 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| (～H25) 対H22増減 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| (H26～) 対H25増減 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

## 11 直轄事業負担金制度の廃止及びこれに伴う措置

内閣府・総務省・財務省  
農林水産省・国土交通省

直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。維持管理費負担金は平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止に至る道筋が明確にされていない。今後の見直しについての工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

また、流水占用料等については、直轄事業負担金の議論とは区別し、地方財源として維持すること。

### ◆現状・課題

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。建設費負担金については、平成25年度までに制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされていたが、現時点では具体的な廃止時期等は示されていない。

#### [直轄事業負担金の見直し状況]

- 1 業務取扱費を廃止
  - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
  - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。  
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。  
＊一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱は、引き続き検討。
- 3 建設費負担金
  - ・ 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省の大蔵政務官からなる「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」で、負担金制度の廃止に向け、引き続き検討。

### ◆参考（本県の国直轄事業負担金予算額）

|         | 27年度当初予算額 | 26年度当初予算額 | 増 減   |
|---------|-----------|-----------|-------|
| 直轄事業負担金 | 198億円     | 272億円     | △74億円 |

高金利の地方債の償還要件を緩和し、更なる補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講じること。

◆現状・課題

- 繰上償還時に要する補償金制度
  - ・ 公的資金による地方債を繰上償還するには、利子相当額を「補償金」として支払わなければならない制度となっている。
- 臨時特例措置
  - ・ 平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち、金利5%以上の地方債について補償金を免除した繰上償還が実施された。  
また、平成22年度から24年度までは対象団体等の要件が緩和され措置が延長された。  
しかし、本県の場合、財政指標などの要件により金利5%以上6%未満の借入について繰上償還が認められず、依然として117億円の残債（平成25年度決算ベース（普通会計債及び公営企業債の合計））がある。
  - 平成25年度は、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対象団体を限り、補償金免除繰上償還が実施された。
  - 平成26年度以降、補償金免除繰上償還の措置はない。
- 繰上償還や借換えの要件緩和
  - ・ 高金利地方債の金利負担が財政運営等を圧迫していることから公債費負担の軽減を図るため、繰上償還や借換えの要件を一層緩和する必要がある。

【現行制度】

- 被災施設に係る繰上償還財源としての借換債の発行
  - ・ 旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債の発行が可能。

